5　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第三項の規定は、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第一項第六号	行う教習	行う教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習に限る。）
	一時限	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）
第一項第七号	三時限	十一時限
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）
	教習にあっては、一時限	教習にあっては四時限
	一時限に	四時限に
	減じた時限数）	減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許を除く。）に対する教習にあっては八時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、八時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者

4　第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び前項の規定は、準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
第一項第六号	一時限	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）
第一項第七号	三時限	七時限
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）
	教習にあっては、一時限	教習にあっては四時限
	一時限に	四時限に
	を減じた時限数）	を減じた時限数、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）